

条例案の概要

(令和7年3月定例会市議会(3月4日追加))

議案	要旨
<p>1. 【議案第38号】 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>〔 所管部署 健康福祉部 〕 〔 子ども未来課 〕</p>	<p>1 趣旨 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援連携協力者等との連携に関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>2 内容 (1) 保育内容支援実施の適用除外に関し、その要件に保育内容支援連携協力者及び代替保育連携協力者との連携協力等を新たに加えるもの(第42条第2項、第3項、第4項及び5項) (2) 連携施設に関する経過措置に関し、その連携施設の確保をしないことができる期限を「施行の日から起算して10年」から「施行の日から起算して15年」に延長するもの(附則第5条) (3) その他、用語の整理を行うもの</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>
<p>2. 【議案第39号】 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>〔 所管部署 健康福祉部 〕 〔 子ども未来課 〕</p>	<p>1 趣旨 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育内容支援連携協力者等との連携に関する規定のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>2 内容 (1) 保育内容支援実施の適用除外に関し、その要件に保育内容支援連携協力者及び代替保育連携協力者との連携協力等を新たに加えるもの(第6条第2項、第3項、第4項及び5項) (2) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供の特例に関し、「栄養士による必要な配慮」等に加え、「管理栄養士による必要な配慮」等が行われることを加えるもの(第16条第1項第2号) (3) 連携施設に関する経過措置に関し、その連携施設の確保をしないことができる期限を「施行日から起算して10年」から「施行日から起算して15年」に延長するもの(附則第3条) (4) その他、用語の整理を行うもの</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>
<p>3. 【議案第40号】 行田市消防団員等公務災害補</p>	<p>1 趣旨 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴</p>

償条例の一部を改正する条例

〔 所管部署 消防本部
消防総務課 〕

い、消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 内 容

- (1) 消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額に関し、消防作業等に従事したことにより死亡、負傷、障害等の状態となった場合の補償基礎額を「9,100円」から「9,700円」に、その補償基礎額の増額上限額を「14,200円」から「14,500円」に、それぞれ引き上げるもの（第5条第2項第2号）
- (2) 扶養親族のある非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額の加算に関し、その扶養親族が配偶者の場合の加算額を「217円」から「100円」に、子の場合の加算額を「333円」から「383円」に、それぞれ改めるもの（第5条第3項）
- (3) 非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額に関し、公務により死亡、負傷、障害等の状態となった場合における階級及び勤続年数ごとの補償基礎額をそれぞれ引き上げるもの（別表）

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,500 ↓	13,350 ↓	14,200 ↓
	12,900	13,700	14,500
分団長及び 副分団長	10,800 ↓	11,650 ↓	12,500 ↓
	11,300	12,100	12,900
部長、班長 及び団員	9,100 ↓	9,950 ↓	10,800 ↓
	9,700	10,500	11,300

- (4) その他、用語の整理を行うもの

3 施行期日

令和7年4月1日